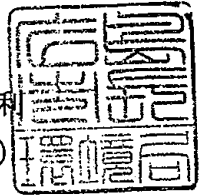


広 施 施 第 55 号

平成19年 6月26日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(環境局施設部施設課)



平成14年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見に基づく対応結果
について(報告)

このことについて、別紙のとおり対応結果を報告します。



監査の対象	環境局の業務・施設調査委託
対象局部課	環境局施設部施設課
対象事業	その他

意 見
<u>南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託について</u> 指名競争入札を採っているにもかかわらず、10年以上継続して特定の業者が落札しており、また、平成11年度から平成13年度の過去3年間の落札価格が固定している状況下で、前年の落札価格が判明しており、落札する意志さえあれば落札可能と思われるにもかかわらず、実際には他の業者は落札していない。 このことから、設備メーカーの系列業者以外の他の指名業者は、元々競争する意思が希薄ということが推測され、競争性を確保してコスト低減を図るという指名競争入札制度が有効に機能していないことがいえる。 例えば、同一業者は一定年数以上は連続して同一業務を受注できない（再度入札に参加するには、入札不参加後数年経過が必要）というような年数制限を設ける等の方策を検討し、競争入札の実効性を確保する必要がある。 <u>出島処理場プラント運転管理業務</u> 指名競争入札を採っているにもかかわらず、昭和58年の業務開始以来約20年間継続して特定の業者が落札しており、また、平成11年度から平成13年度の過去3年間の落札価格が固定している状況下で、前年の落札価格が判明しており、落札する意思さえあれば落札可能と思われるにもかかわらず、実際には他の業者は落札していない。 このことから、南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託と同様、設備メーカーの系列業者以外の他の指名業者は、元々競争する意思が希薄ということが推測され、形式上指名競争入札の形を採っている現状の方法では競争性が確保されているとはいえない。 例えば、同一業者は一定年数以上は連続して同一業務を受注できない（再度入札に参加するには、入札不参加後数年経過が必要）というような年数制限を設ける等の方策を検討し、競争入札の実効性を確保する必要がある。

対 応 結 果
平成19年度から当該業務を委託するにあたって、指名競争入札から一般競争入札へと移行し、併せて契約形態を長期継続契約としました。このことにより、競争入札の実効性をより確保するとともに、コストの削減を図りました。